

## 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例施行規則 (平成20年京都府規則第3号)

### (用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成19年京都府条例第50号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

2 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

### (自転車安全利用情報)

第2条 条例第13条第1項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

- (1) 自転車に関する事故に関する情報
- (2) 自転車損害保険等に関する情報
- (3) 乗車用ヘルメットに関する情報

### (自転車安全利用情報の説明を推進する者を選任する自転車小売業者)

第3条 条例第13条第3項の規則で定める自転車小売業者は、前年度において販売した自転車が1,000台以上の販売所を有する者とする。

### (自転車安全利用情報の説明を推進する者の選任等)

第4条 条例第13条第3項の規定による選任は、毎年度、前条の販売所ごとに、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- (1) 自転車安全利用推進員
- (2) 知事が指定する講習を修了した者
- (3) 知事が指定する検定に合格した者

2 条例第13条第3項の規定による届出は、選任の日から速やかに、自転車安全利用情報説明推進者選任届出書（別記様式）に、前項各号のいずれかに該当するものであることを証する書面の写しを添えて行うものとする。

### (公表)

第5条 条例第17条第1項の規定による公表は、京都府公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第16条の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告の内容
- (3) 勧告に従わなかったこと。

### (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

自転車安全利用情報説明推進者選任届出書

年 月 日

京都府知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例第13条第3項の規定により、自転車安全利用情報について適切に説明することを推進する者（自転車安全利用情報説明推進者）を選任しましたので、次のとおり届け出ます。

| 販売所   |    |     |      | 自転車安全利用情報説明推進者 |  |     |  |
|---|----|-----|------|----------------|--|-----|--|
| 区分  | 名称 | 所在地 | 販売台数 | 氏名             | 選任区分   | 選任日 | 備考   |
| <input type="checkbox"/> 新規<br><input type="checkbox"/> 継続<br><input type="checkbox"/> 変更 |    |     |      |                | <input type="checkbox"/> 第1号<br><input type="checkbox"/> 第2号<br><input type="checkbox"/> 第3号 |     | <input type="checkbox"/> 新任<br><input type="checkbox"/> 重任 |
| <input type="checkbox"/> 新規<br><input type="checkbox"/> 継続<br><input type="checkbox"/> 変更 |    |     |      |                | <input type="checkbox"/> 第1号<br><input type="checkbox"/> 第2号<br><input type="checkbox"/> 第3号 |     | <input type="checkbox"/> 新任<br><input type="checkbox"/> 重任 |

(連絡先)

|       |  |
|-------|--|
| 担当部署  |  |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号  |  |

- 注1 「区分」欄は、以下の区分に応じて□にレ印を記入してください。
- (1) 新規 前年度は選任の対象ではなかったが、今年度選任の対象となった販売所
  - (2) 継続 前年度に引き続き選任の対象である販売所
  - (3) 変更 今年度届け出た自転車安全利用情報説明推進者を変更する場合
- 2 「販売台数」欄は、前年度の自転車の販売台数を記入してください。
- 3 「選任区分」欄は、以下の区分に応じて□にレ印を記入してください。
- (1) 第1号 自転車安全利用推進員
  - (2) 第2号 知事が指定する講習を修了した者
  - (3) 第3号 知事が指定する検定に合格した者
- 4 「備考」欄は、以下の区分に応じて□にレ印を記入してください。
- (1) 新任 前年度において当該販売所の自転車安全利用情報説明推進者でなかった者を選任
  - (2) 重任 前年度において当該販売所の自転車安全利用情報説明推進者であった者を選任
- 5 選任区分のいずれかに該当することを証する書面の写しを添付してください。ただし、重任の場合は、当該書面の写しの添付を省略することができます。